

山口市経営体発展支援事業（概要）

農地所有適格法人の経営基盤の強化、地域の担い手としての機能維持・発展につなげるために、農業用機械・施設整備を行うものに支援を行います。

採択基準に基づき、ポイントの高い組織の順で市の予算の範囲内で補助金を交付します。

■対象となる組織の要件

次に掲げるすべての要件を満たすことが必要です。

- 1 農地所有適格法人であること。
- 2 組織の規約を有し代表者が定められていること。
- 3 組織の主たる事務所が山口市にあること。
- 4 機械・施設等の利用及び管理に関する規程を定めていること。
- 5 毎年度総会を開催していること。
- 6 本事業の対策期間中（令和6年度～令和8年度）に本事業の補助を受けていないこと。
ただし、女性もしくは障がい者の雇用に伴う事務所等の改修については除きます。
- 7 裏面の「取組み目標」に定める取組み項目より3点以上を選択し取り組むこと。

■対象となる機械・施設

機械整備	①トラクター ②田植機 ③防除用動力散布機 ④コンバイン ⑤畑作物用の収穫機 ⑥乗用型多目的作業機 ⑦その他特に必要と判断する機械及び附帯機械
施設整備	農機具格納庫 女性もしくは障がい者の雇用に伴うものは事務所等の整備・改修

※ 中古機械は対象となりません。

※ 汎用性の高いものは対象となりません。

■補助率及び補助金限度額

補助率	補助金限度額
4/10	200万円

※千円未満切捨て

■導入に関する要件

- 1 交付決定後に発注されたものであること。
- 2 対象機械・施設の導入が総会等により承認されたことが議事録等の書面に明記されていること。
- 3 本事業により導入する機械・施設が、他の事業の補助対象となっていないこと。
- 4 保管又は整備区域が山口市内であること。
- 5 本事業により導入した機械・施設については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数を経過しないうちに、売却、譲渡、破損や故障等による処分等は、原則認めないものとする。
- 6 その他、「山口市経営体発展支援事業実施要領」に記載の要件を満たすこと。

裏面へつづく →

■取組み目標

目標項目	実践目標	ポイント
組織の 取組み	集落営農法人連合体を設立し、機械等の共同利用を行っている場合に加点。	1点
	目標年度までに農業生産工程管理認証、エコファーマー等の第三者機関の審査による認証を取得する計画である場合、もしくは取得している場合に加点。	1点
機械利用 の効率化	山口県「高性能農業機械の導入に関する指針」(平成31年4月1日付け平31農業振興第2号)に基づく高性能農業機械の導入であり、同計画に定める高性能農業機械の利用規模の下限面積を超える利用計画目標である場合に加点。	1点
	生産物の品質の向上、労働力の省力化を図る農業機械の新規導入である場合に加点。	1点
経営規模 の拡大	農地中間管理機構を活用して目標年度において新規の利用権設定を1ha以上行う計画である場合に加点。	1点
	目標年度において新規品目の導入に伴う農業機械の導入である場合に加点。	1点
耕畜連携	目標年度までに堆肥を供給する農家戸数が増加する計画を有している場合に加点。	1点
担い手の 確保	目標年度までに研修生1名以上受け入れる計画を有している場合に加点。	1点
	目標年度までに常時雇用者1名以上雇用する計画を有している場合に加点。	1点
	目標年度までに常時雇用者1名以上を雇用する計画の中で、女性もしくは障がい者を雇用する計画である場合に加点。	1点
	目標年度までに農福連携に取り組む計画を有している場合、もしくは既に連携している場合に加点。	1点
その他	過去に山口市経営体発展支援事業(令和3年度～令和5年度)の実施が無い場合に加点。	1点

※目標年度…令和9年度

■採択基準

上記取組み項目について、3点以上を選択し、取り組むことが必要です。さらに、合算ポイントの高い組織の順に優先採択します。

■実績報告

事業実施後3年間、実績報告書を提出すること。
目標の達成状況を令和9年度以降の事業採択に加味します。